

高山市行政不服審査法施行条例の概要について

法律又は条例に基づく行政処分に対する不服申立ての手続を定めた行政不服審査法が、公平性・利便性の向上の観点から全面改正されたことに伴い制定するもの（平成28年4月1日施行）

(1) 審理員による審理手続の導入

処分に関与しない職員（審理員）が審査請求人と市の主張を公平に審理する。

(2) 第三者機関への諮問手続の導入

有識者で構成する第三者機関が市長からの諮問に対し答申する。

【行政不服審査法に基づく不服申立てに係る決定までの流れ】

